

令和6年度「埼玉県広報アンバサダー」募集要項

Instagram を使い埼玉県のPR活動等を行っていただく「埼玉県広報アンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）を募集します。

1 活動内容

(1) Instagram 埼玉県公式アカウント (@saitama_pref_official) とのコラボ投稿*

*Instagram 埼玉県公式アカウントとアンバサダー自身のアカウント双方に同じ投稿が表示される投稿

★県が企画したテーマ（毎月1つ以上）について、コラボ投稿していただきます。個々のテーマでコラボ投稿していただくアンバサダーは、ジャンルに応じて県から個別にお声がけさせていただきます

(2) アンバサダー自身のアカウントで埼玉県のPRになる投稿（月1回以上）

★投稿テーマはアンバサダー自身で決めていただきます。ハッシュタグ「#埼玉県広報アンバサダー」を付け、Instagram 埼玉県公式アカウントをタグ付けして投稿していただきます（Instagram 埼玉県公式アカウントとのタイアップ投稿ではありません）

★参考として、県から毎月1回トピックリストをお送りします

(3) 平日に開催する座談会（年4回程度）への参加

(4) アンバサダーの立場で、県の広報活動にアドバイス

2 応募条件

以下の条件を全て満たす方（過去にアンバサダーの経験がある方も応募可能です）

(1) 18歳以上の方

(2) 埼玉県にゆかりがある方

(3) Instagram のアカウントを持っている方

★応募時に必ず Instagram のアカウントを「公開」としてください

(4) 一般常識があり、約束が守れる方

(5) 迅速に連絡が取れる方

★任命にあたり、氏名・住所・電話番号・メールアドレスを県に提供していただきます

(6) 任命式（5月21日（火）午後開催予定）への参加が可能な方

(7) アンバサダー決定に係る記者発表と任命式の際に顔出しが可能な方（撮影を含む）

★投稿は顔出しなしでも構いません

(8) 平日に開催する座談会（年4回程度）に参加できる方

3 募集人数

20組程度

★令和6年度「埼玉わっしょい大使」(以下、「わっしょい大使」という。)に任命された方(募集人数:5名程度)で、アンバサダーを兼任する方を含みます

4 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月22日(月)

5 任期

令和6年6月1日(土)～令和7年5月31日(土)

6 応募方法

以下の(1)(2)(3)のすべてを行ってください

(1)Instagram 埼玉県公式アカウントを「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」でフォローしてください

(2)Instagram 埼玉県公式アカウントのアンバサダー募集の投稿に「アンバサダー活動を行う予定のアカウント」から「いいね」をしてください

(3)Instagram 埼玉県公式アカウントに「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」からダイレクトメッセージで以下の内容をお送りください

①アンバサダーに応募する旨

②アンバサダー活動を行う予定のアカウント名

③意気込み(自己紹介含む)

④埼玉県のPRをしている投稿のURL(「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」で事前に投稿してください)

⑤わっしょい大使との兼任希望の有無

★わっしょい大使の活動内容は、埼玉県産農産物のPR投稿、圃場見学(月1回程度)や研修会(年4回程度)への参加などです。兼任希望「有」とする場合は、必ず「令和6年度『埼玉わっしょい大使』募集要項」を確認の上、わっしょい大使にも別途応募してください

7 選考

(1) 審査

審査は、応募内容をもとに書面等により行います

★審査にあたって事務局から連絡をする場合があります

(2) 結果

審査結果は、5月8日（水）までに Instagram 埼玉県公式アカウントからダイレクトメッセージにて応募者全員にご連絡します

8 任命式

審査通過者には、5月21日（火）午後に任命式を予定しています

9 その他

(1) 審査通過後の辞退はご遠慮ください

(2) 審査通過者は県の広報媒体（彩の国だよりなど）で紹介させていただきます

(3) 他人の著作権、肖像権・プライバシーを侵害する写真、公序良俗に反する写真の投稿は禁止です

(4) 投稿した写真は県公式ホームページや SNS に掲載させていただく場合があります

(5) 審査通過の連絡をした後、一定期間連絡が取れない場合は内定を取り消させていただきます場合があります

(6) 任命式の際、記念品として交通系 IC カード（4 カ月：IC カード預り金を含む 2 万円分）または相当品をお渡しします（アンバサダー活動の際にご利用ください）。

★残りの 8 カ月分については、アンバサダーとしての活動状況により別途お知らせいたします

(7) 事務所に所属している方も応募可能です（事務所の同意を得た上で応募してください）

10 問合せ先

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

電話：048-830-2857

メール：a2830-04@pref.saitama.lg.jp

埼玉県広報アンバサダー選考事務局（企画・宣伝協同組合内）

電話：03-5464-7368

メール：saitama@pac.or.jp saitama@pac.or.jp（令和 6 年 4 月 16 日修正）